⑹　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑸の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。

①　建築一式工事　1,200点
　代表者以外の構成員は、1,050点
②　電気工事　1,100点
③　管工事　1,100点

⑺　全ての構成員について、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑻　各工種の構成員は、①から③に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成15年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一工事でなくてもよい。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。

①　建築工事　工事に携わる構成員は、工事種別が建築一式工事の有資格業者であって、次の条件を満足する工事を元請けとして施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院
　なお、代表者以外の構成員は、病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
　構　造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　階　数　地上４階建て以上
　なお、代表者以外の構成員は除く。建物規模　延べ面積10,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積10,000㎡以上）
　なお、代表者以外の構成員は、延べ面積3,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積3,000㎡以上）
　工事内容　新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

②　電気設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が電気工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の電気設備工事を施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積10,000㎡以上
　工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）

③　暖冷房衛生設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が管工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積10,000㎡以上
　工事種目　空調設備及び衛生設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、空調設備と衛生設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）

⑼　異工種ＪＶの代表者は、①の代表者に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成15年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了したものとする。その他の構成員は、各々携わる工事において、①の代表者以外、②及び③に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成15年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

①　建築工事

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは一級建築士の免許を有する者又は、国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　次の条件を満足する工事を元請として施工した経験を有する者であること。

　建物用途　病院
　なお、代表者以外の構成員は、病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
　構　造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　階　数　地上４階建て以上
　なお、代表者以外の構成員は除く。
　建物規模　延べ面積10,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積10,000㎡以上）
　なお、代表者以外の構成員は、延べ面積3,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積3,000㎡以上）
　工事内容　新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

②　電気設備工事

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　次の条件を満足する新設の電気設備工事施工した経験を有する者であること。

　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積3,000㎡以上
　工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の経験であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の経験でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）

③　暖冷房衛生設備工事

ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　次の条件を満足する新設の暖冷房衛生設備工事を施工した経験を有する者であること。

　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積3,000㎡以上
　工事種目　空調設備及び衛生設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の経験であること。ただし、空調設備と衛生設備が異なる工事の経験でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）